

今後発生が想定される首都直下地震発生時の応援職員派遣に係る
アクションプラン策定のためのワーキンググループ（第1回）
【議事要旨】

1 日 時 令和7年9月3日（水）15：00～17：00

2 開催方法 WEB 会議形式（Teams）

3 出席者

【構成員】（五十音順）

大井 文恵	（徳島県危機管理部次長）
大野 尚毅	（千葉県防災危機管理部危機管理政策課長）※代理：村杉室長
小川 拓馬	（全国知事会調査第二部副部長）
鹿志村 泉	（茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長）
工藤 一祥	（北海道総務部危機対策局危機対策課災害支援担当課長）
菅瀬 優生	（東京都総務局総合防災部防災対策課危機管理調整担当課長）
菅野 しのぶ	（全国市長会行政部参事）※代理：高村主事
住谷 憲昭	（熊本市政策局危機管理防災部首席審議員兼危機管理課長）
関口 大樹	（埼玉県危機管理防災部災害対策課長）
高橋 明	（豊中市危機管理監）
多鹿 雅彦	（兵庫県危機管理部防災支援課広域防災官）
谷内 勇人	（石川県危機管理部危機対策課長）※代理：藤川課長補佐
中尾 慶一郎	（宮崎県総務部危機管理局長）※代理：長友主幹
弘中 誠	（全国町村会行政部副部長）
茂木 政樹	（川崎市危機管理本部危機管理部担当課長）
諸岡 佑磨	（指定都市市長会調査・企画担当次長）
山本 武史	（神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課長）
横谷 光俊	（宮城県復興・危機管理部防災推進課長）※代理：芳賀主事

4 概要

- ・アクションプランにおける主な用語の定義等
- ・アクションプランの想定・適用基準及び方針案について
- ・首都直下地震における受援都県等の災害時相互応援協定等の締結状況
- ・今回のワーキンググループにおける論点

【資料説明】

会議資料について事務局から説明

【意見交換】○構成員 ●事務局

- 資料4にある論点の4つ目、応援編成計画を策定するために参考とする項目について、応援派遣職員の主な業務が避難所運営などであることを踏まえると、「死者数」については「避難者数」を参考項目とした方が良いのではないかと。また、現在中央防災会議の首都直下地震のワーキンググループにおいて作成が進められている新たな被害想定に関する報告書に避難者数のデータがあるのであれば、それを使うことが望ましいのではないかと。
- まさに現在、中央防災会議において、首都直下地震の被害想定の見直しが進められており、令和7年度中に被害想定が更新される見込みと承知しており、それを待って実際の組合せを確定したいと考えている。しかし、新しい報告書において、都道府県ごとの避難者数が示されるかどうかは不明であり、仮に避難者数の各都道府県のデータがなかった場合のことを考える必要がある。死者数がある程度避難者数と比例する関係にあるのだとすれば、死者数から類推できるという考え方もあると考える。また、各受援都県で避難者数のデータを持っているならば、それを考慮することもあり得るが、データをお持ちか伺う。
- （各受援都県からの回答）避難者数のデータは保有している。
（注）ただし、各団体で、対象とする地震や被害想定の見算方法、見算時点等が異なる。
- 各受援都県が避難者数のデータを持っていることについて承知したが、対象とする地震、見算方法、見算時点等が各団体で異なる。それを許容して使ってもよいと各受援都県が考えて合意するのであれば、事務局としてはやぶさかではない。各受援都県のデータをそのまま使うか、補正をして使うか、あるいは中央防災会議の報告書の数値をもとに各受援都県のデータを参照して算出するかについて、次回以降のワーキンググループの論点としたい。

- 資料 4 の論点 2 つ目において、応援単位について都道府県と指定都市をそれぞれ一単位としているが、受援団体と応援団体のバランスについて、南海トラフ地震と比べて首都直下地震は圧倒的に受援団体が少なく、管内の連絡調整やロジの観点からも、都道府県と管内の指定都市をまとめて一単位にする方がよいと考える。
- 基となっている応急対策職員派遣制度でも、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランでも、応援単位は都道府県と指定都市のそれぞれ一単位となっているところ、首都直下地震だけ例外的に都道府県と指定都市をまとめて一単位とするという意見であると承知。指定都市の立場からご意見をいただきたい。
- 応援団体の単位を都道府県と指定都市を分けて考えているのは、派遣調整の枠組みが全国知事会と指定都市市長会とで分かれているためと認識している。特段どちらがよいかという考えは現時点で持ち合わせていない。ただし、広域行政の役割を担う都道府県と基礎自治体としての役割を担う指定都市が、それぞれと同じ役割を持つ自治体へ応援に行くことが都合がよいという意見もあるため、この点も考慮しながら整理をしていく必要があると考える。
- 応援団体の単位の在り方については、メリットとデメリットを整理する必要があり、今ここで結論を出すことはできないと考える。管内に指定都市を含む都道府県及び当該指定都市の意見を取りまとめた上で、次回のワーキンググループで議論することとしたい。
- 資料 1－3 について、静岡県は被害確認後応援県に位置付けられているが、一方で、静岡市及び浜松市は首都直下地震緊急対策区域に指定されていないため、即時応援指定都市に該当すると認識している。しかし、平成 25 年の中央防災会議の報告書では、静岡市及び浜松市は、首都直下地震の発災時に大津波警報や津波警報の発表が想定されており、また、県内から応援要請があった場合も、静岡県外の受援団体へ即座に応援に向かうことができない可能性がある。そのため、静岡市及び浜松市を即時応援指定都市として位置付けることが適当か、十分な検討が必要であると考えます。
- 指摘事項は承知した。例えば、先遣隊までは求めないとか、具体的な応援編成計画には位置付けないなどの方法は考えられる。参考として、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランでは、札幌市は即時応援団体ではあるものの、発災後、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう具体的な組合せには入っていない。静岡市及び浜松市の事情を考慮して対応を検討していきたい。

以上